

鹿屋市副市長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

鹿屋市副市長に対する事務委任規則（令和2年鹿屋市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条中「鹿屋市副市長事務分担規程（平成26年鹿屋市訓令第3号）第2条第2号の」を削る。

第3条及び第4条を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。